

千曲市告示第 2 4 号

千曲市後期高齢医療保険料の納付方法の変更に関する要綱の一部を改正する告示
を次のように定める。

令和 7 年 2 月 7 日

千曲市長 小 川 修 一

千曲市後期高齢医療保険料の納付方法の変更に関する要綱の一部を改正する
告示

千曲市後期高齢医療保険料の納付方法の変更に関する要綱（平成21年千曲市告示第
15号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

被保険証番号

」を「

被保険者番号

」に、
「
被保険者本人以外の口座により口座振替を希望する場合、口座名義人は下記へ署名
捺印をお願いします。
」を
「
被保険者本人以外の口座により口座振替を希望する場合、口座名義人は下記へ署名
をお願いします。
」に

改める。

様式第4号中

「
千曲市 健康福祉部 健康推進課 国保医療係
TEL 275—0004
」を
「

問い合わせ先

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年2月7日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の千曲市後期高齢医療保険料の納付方法の変更に関する
要綱の規定による様式は、当分の間、改正後の千曲市後期高齢医療保険料の納付方
法の変更に関する要綱の規定による様式とみなす。